

# 地方消費税

## 納める人

物品の販売や貸し付け、サービスの提供を行った事業者及び輸入商品を保税地域（外国貨物を一時保管できる指定、許可された場所）から引き取る人です。（地方消費税は販売する物品やサービスの価格に転嫁されて、最終的には消費者が負担します。）

## 納める額

消費税額の78分の22（国の消費税と地方消費税を合わせた税率は10%となります。）

例）1万円の洋服を買った場合の消費税と地方消費税の負担額  $1万円 \times 7.8\% = 780円$ （消費税分）

$780円 \times 22/78 = 220円$ （地方消費税分） 消費税分 + 地方消費税分 = 1,000円（実質10%の負担となります。）

## 申告と納税

国内取引（譲渡割）… 当分の間、消費税と併せて税務署に申告し、納めます。

輸入取引（貨物割）… 消費税と併せて税関に申告し、納めます。

## 市町村への交付

県に納められた地方消費税の50%は、県内の市町村に交付されます。

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されました。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

- インボイス制度  
特設サイト（国税庁）



- お問い合わせが多い  
ご質問など（国税庁）



- 相談窓口  
一覧表（国税庁）

